市内の空き店舗を市内業者により改修し事業を行う方へ

あきんど

そうじゃ商人応援事業補助金



改修費用助成 5 万円※

※補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、改修にかかった費用の合計額が50万円以上でなければならない。

注意:必ず**着工より前に申請書の提出が必要**です!

場所の決定

交付申請書の作成

- ◆施工業者の見積り
- ◆認定支援機関との協議

申請書の提出

交付決定

事代金の支払

交付額の確定

父付額の確定補助金交付

交付申請時に必要なもの

- □ 改修に係る事業計画書・収支予算書・見積書等
- □ 新規創業に係る新規事業計画書
- □ 認定支援機関の確認書
- □ 当該空き店舗等の位置図及び見取図
- □ 図面, 現況写真等
- □ 空き店舗等が賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し
- □ 市町村税を滞納していないことを証する書類
- □ 定款, 個人の場合は開業届け(実績報告時までに)
- □ 申請者が代理の場合は委任状
- □ その他市長が必要と認める書類

実績報告時に必要なもの

- □ 事業実績報告書
- □ 収支精算書
- □ 補助対象経費の支払いを証する書類 (領収証のコピーなど)
- □ 改修後の図面, 現況写真等
- □その他市長が必要と認める書類



Q.認定支援機関とは?

A.認定経営革新等支援機関として認定を受けたものをいいます。 【例】商工会, 商工会議所, 金融機関, 税理士, 公認会計士, 弁護士等



Q.補助金の対象となる業種は?

A.小売業, 宿泊業・飲食サービス業, 生活関連サービス業・娯楽業, 教育・学習支援事業, 医療・福祉業であって, 3年以上継続する見込みのあるものに限ります。



Q.空き店舗·空き家って?

A.元の店舗が閉鎖し、または、居住者の用に供しなくなってから、1年以上が経過している店舗等をいいます。

その他 商人(あきんど)補助金についてのお問い合わせは

総社市 魅力発信室までどうぞ!

電話 0866-92-8308 FAX 0866-93-9479 Mail miryoku@city.soja.okayama.jp